



ゆみこの日記

福島県飯坂建設組合さんのイベントで 手づくりの楽しさを体験



9月28日(日)、スーパーマーケットいちい飯坂店の屋外で福島県飯坂建設組合さんのイベントが行われ、刃物研ぎや、小さな椅子の製作、網戸の補修体験など、職人さんの技術を活かしたブースが並びました。私も、和紙の畳生地コースター作りを楽しみながら体験することができました。

わらじ音頭で「こらしょのしょ」



8月1日(金)、福島市議会議員の皆さんと、わらじ踊りに参加しました。小雨の中でしたが、練習の甲斐あって、みんな息ぴったりで、楽しく踊ることが出来ました。

みんなちがって
みんないい！
障がいのある人もない人も
ともに楽しむ音楽祭



9月20日(土)、福島駅東口駅前広場・さんかく広場・福島駅西口駅前広場で「第13回 とっておきの音楽祭」が開催されました。
通訳等のボランティアで参加した手話サークルの仲間とともに、障害のある人もない人も一緒に音楽を楽しみ、奏者の皆さんにエールを送りました。

ずっと健康で、長生きしてね！



阿武隈川に囲まれた自然豊かな環境も長寿の秘訣ではないかとの主催者の挨拶がありました。

9月13日(土)、第50回渡利地区敬老会が行われました。
現在、渡利地区で77歳以上の方は1,983人、今年、米寿を迎えられた方が63人、100歳以上の方も18人いらっしゃいます。

三浦ゆみこと歩む会



三浦ゆみこの
Instagram、
随時更新中です



ぜひ、「歩む会」会員になってください
〒960-8142
福島市小倉寺字町畑 13
TEL / FAX : (024) 563-1539
E-mail : miura.yumiko5.27@gmail.com

社民党・福島市議会議員



三浦ゆみこと歩む会



AYUMU KAI News Letter No.9

2025年10月



質問のはじめに、手話を交えてごあいさつ



手話言語はいのち、
生きる力

世界ろう連盟は、9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせて、「世界平和の象徴の色、ブルーライトを手話言語に当てて、手話が言語であることを多くの人に広く知ってもらおう」と呼びかけています。
この日、福島市でも初めてブルーライトアップが行われ、福島市役所前と東北電力ネットワークに青い光が灯されました。(写真は東北電力ネットワーク)

くらしによりそう市政を求めて

9月の定例会議では、障がい者福祉、医療・介護の充実、健康なまちづくりをテーマに4項目について質問をしました。

1つ目は、今年6月「手話施策推進法」が制定されたことを踏まえ、本市の手話言語条例も併せて今後の「手話文化」への理解と関心の増進にどう活かしているのか、また、この秋、開催されるデフリンピック大会に向けた取り組みについて質問しました。

2つ目は、国が強硬に押し進めてきた高額療養費の限度額の引き上げが「白紙撤回」となり、改めて秋までに検討することになったことを受け、本市の認識や考え方について質問しました。

3つ目は、今回初めて行われた訪問介護事業所へのヒアリングについて、特定事業所加算等の問題を含め、当市における現状と課題について質問をしました。

4つ目は、この度、飯坂地区に新たに設立される地域の健康づくり推進組織について、立ち上げの経緯や状況等について質問しました。

尚、今回、所属が建設・水道常任委員会から総務常任委員会に変わりました。新たな職務についてしっかり学び、知識を深めながら、市民の声が届く分かりやすい市政に向けて取り組んでいきたいと思います。

三浦由美子

木幡 浩市長を推せんします



私から木幡市長に「エール！」

11月9日告示、16日投票で実施される福島市長選挙に向けて、社民党は、この4年間の実績を評価し、木幡浩市長の推せんを決定しました。
これを受け、10月1日、社民党福島総支部からの「推薦状」を木幡市長に手交しました。

9月議会で一般質問に立ちました — 裏面にダイジェスト版を掲載しています

■ 質問項目 ■

【一般質問】

- 1 「手話施策推進法」の制定と本市の施策展開について
- 2 高額療養費制度について
- 3 訪問介護事業所へのヒアリングについて
- 4 地域の健康づくり推進組織について

真の共生社会に向けて 「手話施策推進法」が制定されました

今年 6 月 25 日、「手話に関する施策の推進に関する法律（略称：手話施策推進法）」が施行されました。この法律は、「手話が言語として重要な意思疎通の手段であることを踏まえ、手話の習得・使用、手話文化の保存・継承・発展、そして、手話に対する国民の理解促進」を目的としたもので、多くの方たちが待ち望んでいたものです。

そうした思いを代表して、全国ろうあ連盟の石橋大吾理事長が手話施策推進法の制定に寄せて述べられた言葉を冒頭にご紹介して、質問に入りました。

手話施策推進法の制定に寄せて —全国ろうあ連盟 石橋大吾理事長の談話—

手話は言語としてみなされず、劣った言葉として蔑まされていました。私たちの先人たちは、人の前で手話を使うことがままならず、陰で密かに使っていました。先人たちが通学していたろう学校では、手話を使うことが禁止され、手話を使うと体罰を受けることが日常的な光景でした。

私たちは手話言語法の制定に向けて、長い間、時間をかけて、欧米やアジア諸国の手話言語事情を学び、国内全ての自治体において手話言語法制定を求める意見書の採択を実現させ、多くの自治体において手話言語条例の制定をすすめてきました。これと並行して、多くの国会議員とすべての政党と議論を重ねてきました。そうした長い取り組みの結果、手話施策推進法が制定されたのです。

先人たちの思いを受け継ぎ、私たちは「手話言語を獲得する」、「手話言語を学ぶ」、「手話言語で学ぶ」、「手話言語を使う」「手話言語を守る」、この五つの権利が完全に保証された「真の共生社会」を築いていくことを、ここに強く誓います。

いのちとくらしによりそう 高額医療制度を求めて

国が 8 月実施で進めてきた「高額医療費」限度額の引き上げは、患者団体をはじめ当事者からの強い反対を受け、「白紙撤回」となりました。

質問では、この経過についての市の所見を伺うとともに、本市における「70 歳未満と 70 歳以上」の高額医療制度の



デフリンピック「全国キャラバン」

質問は、今回の「手話施策推進法」制定に伴い、福島市の障がい者計画や福島市手話言語条例の見直しが必要ではないか、との立場から、今まで努力義務規定としてきたことが、手話施策推進法では明確に義務規定となっている条項を取り上げ、市の所見を伺いました。

これに対し、健康福祉部長より、障がい者計画については「手話を必要とする方々の意思を尊重し、必要かつ合理的な配慮が行われる環境整備について計画を反映させていく」とし、市の手話言語条例についても、「手話施策推進法との整合性を図り、義務規定への見直しを検討する必要がある」との考えが示されました。

続いて答弁に立った木幡市長は、手話での挨拶を交え、「手話を単なるコミュニケーションの手段としてではなく、文化としても尊重し、育てていく必要がある」との認識を示し、11 月に日本で初めて開かれるデフリンピックを手話文化が広まる機会としたい」と述べられました。

また、デフリンピックに関して、8 月 12 日に行われた「全国キャラバン」の取り組み等に触れながら、デフリンピックを体感する企画について質問し、市民文化スポーツ部長より「県において小・中・高校生を対象に観戦する授業を実施する」との答弁がありました。

本市における国保加入者の 高額医療制度利用者の状況（2024 年度）

	70歳未満	70歳以上
高額医療費利用者における 多数回該当者の割合	28%	5%
高額医療費該当レセプトの 医療費の平均額	594,922円	493,233円

利用状況を聞く中で、主に高齢者の問題と思われがちな高額医療制度の問題は実際には現役世代を含め全体の問題であること、働きながらがん治療など高額な医療を受けている方たちの厳しい実態等を改めて確認し、市としての考えを伺いました。

これに対し、市民文化スポーツ部長より「高額医療制度はセーフティネットとしての重要な役割がある」との認識が示され、過度な負担や急激な変化が生じることのないよう、さまざまな機会を捉え国に要望していきたい」との答弁がありました。

訪問介護事業所ヒアリングを受けて

訪問介護事業所の休廃業が相次ぎ、早急な現状把握が求められる中、今年の 3 月定例会議で実施すると答弁があった「訪問介護事業所へのヒアリング」が 5 月から 7 月に行われたことを受け、その内容と明らかになった課題について質問しました。

これに対し、健康福祉部長より「どの事業所も人材確保に苦慮している」との報告と併せ、「報酬改定による経営の影響が大きいことから、市としても全国市長会などを通じ介護報酬の見直しや処遇改善を求めていく」との答弁がありました。

地域ぐるみで「いきいき」健康づくり

「地域の健康なまちづくり推進組織」について、5 月に飯坂で設立会議が立ち上げられたことを受け、その経過や、市全体への広がりについて質問しました。

これに対し、健康福祉部長より「各地域の気運の高まりを捉えながら設立を進めていきたい」と答弁がありました。

傍聴して下さった皆さん、ありがとうございます！



皆さんの傍聴に
大変励まされます！



▶ 手話通訳者の処遇について

6 月 25 日に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」では、手話が重要な意思疎通の手段であると位置づけられ、手話を使って暮らせる環境の整備は国や自治体の責務であると明記されています。

このことを実現していくためには「手話通訳者」の存在が重要になってきます。現在、手話通訳士の資格は厚生労働省が認定する「公的資格」ですが、大変高度なスキルが求められるため、簡単には取得できるものではありません。その一方で、これまで“ボランティア感覚”の扱いしか受けられないケースも少なくありませんでした。今回、第 15 条に「手話通訳者の高度な処遇の確保」との文言が明記されたことから、手話通訳士の資格は国家資格へ昇格させるべきであると考えます。

▶ いよいよデフリンピック！

11 月 15 日、日本初の「デフリンピック大会」が開幕します。これを契機に手話文化が広がることを期待して、手話通訳者の皆さんと共に精一杯応援していきたいと思います。

▶ いきいき健康なまちづくり

今回、「地域の健康づくり推進組織について」の質問の中で、“既にある推進組織の教訓を飯坂地区にどう活かすのか？”ということが、時間不足で聞けませんでした。それで、後日、担当部局に出向いてお伺いしたところ、「既に飯坂地区で活動している組織の内容を共有しつつ、“アイディア班”というチームを作り、新しい発想を生かし継続性のある活動を進めていく」とのことでした。

各地区の課題は様々ですが、他の推進組織の良い面を活かし、飯坂地区の斬新な“アイディア”が、地域の元気に繋がっていくことを期待したいと思います。

高齢社会を迎えている今、健康維持の取り組みが地域の活性化につながり、避難行動等にも役立つと信じています。